

創業促進・地域活性化事業運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「創業促進・地域活性化事業運営業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 創業促進・地域活性化事業運営業務
(2) 業務内容 「創業促進・地域活性化事業運営業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に掲げる業務
(3) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3. 見積上限額

1,500,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール

令和7年12月22日（月）	: 募集要領公表（ホームページ）
令和8年 1月 9日（金）	: 質問受付開始
令和8年 1月16日（金） 17時	: 質問提出締切
令和8年 1月20日（火）	: 質問回答公表（ホームページ）
令和8年 1月30日（金） 17時	: 参加申込締切
令和8年 2月 6日（金）	: 参加資格審査の通知送付（メール）
令和8年 2月13日（金） 17時	: 企画提案書等の提出締切
令和8年 2月17日（火）	: 第1回事業者選定委員会 (書類審査)
令和8年 2月20日（金）	: 書類審査結果の通知送付（メール）
令和8年 3月 5日（木）	: 第2回事業者選定委員会 (プレゼンテーション審査)
令和8年 3月10日（火）	: 審査結果の通知・公表

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年施行令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和 2 年津山市告示第 2 号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。また、指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。尚、結果通知の日までに該当することとなった場合は参加資格を失うものとする。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成 23 年津山市条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同上第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 市町村税を滞納している者でないこと。
- (6) 岡山県内に、契約締結権を有する本社、支社、事業所、営業所等を有し、令和 3 年 4 月 1 日以降に、創業促進・地域活性化事業の業務実績を有すること。

7. 質問・回答

- (1) 提出方法 質問がある場合は、別添の質問書を参考にメールで提出し、

メール送信後に必ず送受信の確認の電話をすること。

※メール以外の方法による質問は受付しない。

- (2) 質問書の 令和 8 年 1 月 16 日（金） 17 時まで（必着）
提出期限

- (3) 提出場所 つやま産業支援センター（津山市産業経済部みらい産業課）
メールアドレス info@tsuyama-biz.jp

- (4) 回答方法 つやま産業支援センターのホームページにて公表
アドレス：<http://www.tsuyama-biz.jp/>

- (5) 回答日時 令和 8 年 1 月 20 日（火）予定

8. 参加申込・参加承認

(1) 提出書類 本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則並びに関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

- | | | |
|---|------------------------------|---|
| ア | 参加申込書兼誓約書 | (様式第1号) |
| イ | 法人等概要 | (様式第2号) |
| ウ | パンフレット | |
| エ | 津山市暴力団排除条例に係る誓約書 | (様式第3号) |
| オ | 市町村発行の市税等納税証明書 | (写し可)
(発行日は、本提出日から起算して3ヶ月以内のものに限る。) |
| カ | 財務諸表（直近決算のもの） | (写し可) |
| キ | 事業実績書 | (様式第4号)
事業者が令和3年4月1日以降に実施した創業促進・地域活性化等に関する業務実績を具体的に記載すること。 |
| ク | 許認可関係の証明書（提案内容に関係するものがある場合。） | (写し可) |

(2) 提出期間 令和8年1月30日（金） 17時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。
尚、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所 つやま産業支援センター（津山市産業経済部みらい産業課）
〒708-0004 岡山県津山市山北663津山市役所東庁舎1階
TEL (0868) 24-0740 FAX (0868) 24-0881

(5) 参加承認 メールにて、令和8年2月6日（金）に参加の可否を送付する。

9. 説明会

説明会は開催しない。

10. 企画提案書の提出

参加資格を得た者は、期日内に提出すること。

(1) 提出物

- ① 企画提案書提出届（様式第5号）
- ② 企画提案書（様式第6号）
- ③ 年間スケジュール表
- ④ 経費見積書

(2) 提出期限 令和8年2月13日（金） 17時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。
尚、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出部数 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

(5) 提出場所 つやま産業支援センター（津山市産業経済部みらい産業課）
〒708-0004 岡山県津山市山北 663 津山市役所東庁舎 1 階
TEL (0868) 24-0740 FAX (0868) 24-0881

11. 審査方法

本プロポーザルの審査は以下のとおり行う。

(1) 第 1 次審査（書類審査）

提出された企画提案書を別紙「審査基準」に基づき、審査を行う。

審査の結果、上位 3 者を第 2 次審査の対象者とする。対象者には、結果及びプレゼンテーション実施について書面で通知する。

第 2 次審査の対象とならなかった者に対しては、結果を書面で通知する。

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第 1 次審査により選考された者に対して、企画提案についてプレゼンテーション等を行い、別紙「審査基準」に基づき審査し、最優秀提案者を特定する。

ただし、第 1 次審査選考者が 1 事業者であった場合は、第 2 次審査を行わない。

(2)-1 2 次審査について

① 実施日時・場所

日時：令和 8 年 3 月 5 日（木）（時間については、後日通知する。）

場所：津山市役所東庁内 岡山県津山市山北 663

② 発表時間

プレゼンテーションは 15 分以内、質疑応答は 10 分程度とする。

③ 出席者

1 社 3 人を上限とする。

④ その他

使用機材：会場には、パソコン、プロジェクター及びスクリーンは準備するが、その他の機材は各者で準備すること。

12. 審査基準及び配点

本プロポーザルは別表の審査基準に基づき審査する。

13. 審査結果

第 2 次審査の結果については、以下のとおり第 2 次審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法 第 2 次審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知時期 令和8年3月10日（火）予定

尚、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることが
できる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

14. 契約

最優秀提案者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、手続きを行う。尚、
協議により最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議する
ものとする。契約日は令和8年4月1日とするが、本委託業務は、令和8年度
津山市当初予算が議決されることを前提としており、当初予算が議決されなかつた場合、中止、或いは計画の実施内容やスケジュールが変更となる可能性がある。

(1) 仕様等の確定について

契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契
約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議に
より必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったう
えで本契約の仕様に反映させることができるものとする。

15. 情報公開

審査の結果については、つやま産業支援センターホームページ上で公表する。

公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 業務名

(2) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）

(3) 評価順位及び点数

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開
条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人
の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基
づき開示しないものとする。

16. 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(4) 企画提案書の提出は1者につき各1案とする。

17. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任
意様式）により、辞退の旨をつやま産業支援センター宛てに提出すること。

(3) 失格事項

- 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成書の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - オ プレゼンテーションを欠席した場合
 - カ 見積上限額を超えた見積の場合
 - キ 審査基準で設定する、最低基準点（満点（「100 点×評価者数」）の6割）を下回った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、委託者が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (5) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18. 問合せ先

つやま産業支援センター（津山市役所産業経済部みらい産業課）
〒708-0004 岡山県津山市山北663津山市役所東庁舎1階
TEL（0868）24-0740 FAX（0868）24-0881 担当者：大田・山本

別表 評価項目

評価項目		配点
① 企画提案力	・基本的考え方が、具体的かつ適切であり、業務の理解度が十分であるか	20
	・創業促進・地域活性化事業を行う目的を達成するのに有効か	20
②業務執行能力	・業務の実施に当たって、経営規模は妥当であるか ・過去の実績から、本事業に対する企画・運営能力、知識や経験が豊富であると認められるか	20
	・業務の実施スケジュールに妥当性が認められるか ・SNS 等の広報に関する運用実績があるか ・市内の事業者や協力機関とつながりがあり、効果的に実施できるか	20
③見積金額	・見積金額と提案内容が妥当であるか	10
④優先事項	・津山市内に事業所を有するか	10
100		100